

小規模企業おうえん資金 ～中東情勢対応枠～

中東情勢の影響等により、原材料高や資材の入手難など厳しい経営環境にある小規模企業者向けに、新たに「中東情勢対応枠」を創設し、資金繰りを支援します。

融 資 対 象 と な る 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で1年以上継続して同一事業を行っている小規模企業者、小規模組合又は特定非営利活動法人で、中東情勢等の影響を受けており、次のいずれかに該当する方 ① 最近1箇月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれる方 ② 最近1箇月間の売上高総利益率が前年同期に比べて10%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高総利益率が前年同期に比べて10%以上減少することが見込まれる方 ③ 最近1箇月間の売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれる方 《小規模企業者》…常時使用する従業員20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《小規模組合》 事業協同小組合、企業組合（その事業に従事する組合員20人以下） 協業組合（常時使用する従業員20人以下） 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人（常時使用する従業員20人以下） ※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金・設備資金10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、6箇月以内の据置可＞ ＜融資期間が1年以内の場合に限り、2箇月以内の据置可、一括返済可＞
限 度 額	◆2,000万円 ＜保証協会の無担保保証（一般枠）8,000万円の範囲内で2,000万円以内＞
融 資 利 率	◆年1.2%（固定金利）
信用保証料率	◆年0.45～1.65%
担 保・保 証 人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福井銀行（※2）、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫（※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可
実 施 期 間	令和8年7月13日～令和9年3月31日保証申込受付分

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。